

作成日 2005年4月15日

改訂日 2018年11月1日

## 安全データシート

## 1. 製品及び会社情報

製品名 : エスロン滑材ベルソープ  
 会社名 : 積水化学工業株式会社  
 住所 : 〒105-8450 東京都港区虎ノ門 2-3-17 (虎ノ門 2 丁目タワー)  
 担当部門 : 環境ライフラインカンパニー 管材事業部  
 電話番号 : 03-5521-0833  
 F A X 番号 : 03-5521-0837  
 緊急連絡先 : 上記担当部門

推奨用途及び使用上の制限 : 塩ビ管接合用の滑剤。所定の用途以外には使用しないこと  
 整理番号 : Ae905

## 2. 危険有害性の要約

## GHS分類

物理化学的危険性 引火性液体 区分外  
 自然発火性液体 区分外  
 自己発熱性化学品 区分外  
 水反応可燃性化学品 区分外  
 酸化性液体 区分外  
 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない

## 3. 組成・成分情報

単一製品・混合物の区別 : 混合物

化学名又は一般名 : 滑剤

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS 番号
			化審法番号	安衛法番号	
非公開	100%	非公開	非公開	非公開	非公開

分類に寄与する不純物及び安定化添加物 : 情報なし

## 4. 応急措置

吸入した場合 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。  
 気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 多量の水と石鹼で洗うこと。  
 直ちに医師に連絡すること。

眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用している場合に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 直ちに医師に連絡すること。

応急措置をする者の保護 救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

**5. 火災時の措置**

消火剤	大量の水を放水する。水がないときは二酸化炭素、粉末消火剤あるいは土を用いる。
特有の危険有害性	火災によって刺激性及び毒性のガスを発生するおそれがある。
特有の消火方法	ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
消火を行う者の保護	消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。

**6. 漏出時の措置**

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急措置	関係者以外は近づけない。 漏洩場所を換気する。 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項	環境中に放出してはならない。 河川等に排出され、環境へ影響を起ささないよう注意する。 希釈水は汚染を引き起こすおそれがある。
封じ込め及び浄化の 方法及び機材	危険でなければ漏れを止める。 少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。 大量の場合、盛土で囲って流出を防止し安全な場所に導いて回収する。
二次災害の防止策	排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。

**7. 取扱い及び保管上の注意**

取扱い	
技術的対策	『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
安全取扱注意事項	換気の良い場所で取り扱うこと。 眼、皮膚又は衣類に付けないこと。 取扱い後はよく手を洗うこと。
接触回避	『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。
保管	
安全な保管条件	特別に技術的対策は必要としない。 『10. 安定性及び反応性』を参照。 保管温度：2～40℃ 日光から遮断すること。 容器を密閉して保管すること。 凍結厳禁。
安全な容器包装材料	包装、容器の規定はないが密閉式の破損しないものに入れる。

**8. ばく露防止及び保護措置**

設備対策	換気をしながらご使用ください。 本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。
保護具	
呼吸器の保護具	換気が不十分な場合には、適当な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具	保護手袋を着用すること。
眼の保護具	眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具	長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

外観	
物理的状态	液体
形状	液体
色	淡黄色
臭い	特異臭
pH	8.3 ~ 9.5
沸点、初留点及び沸騰範囲	約 100°C
引火点	引火せず
燃焼又は爆発範囲	
下段	データなし
上段	データなし
比重 (密度)	約 1.10 g/cm <sup>3</sup>
溶解度	水に易溶
自然発火温度	情報なし
粘度 (粘性度)	2.5~4.0 Pa・s

## 10. 安定性及び反応性

反応性	反応性なし。
化学的安定性	通常の条件下では安定である。
危険有害反応可能性	反応性なし。
避けるべき条件	データなし
混触危険物質	酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触をさける。
危険有害な分解生成物	燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

## 11. 有害性情報

急性毒性	
経口	分類結果は急性毒性 (経口) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため急性毒性 (経口) - 分類できないとした。
経皮	分類結果は急性毒性 (経皮) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため急性毒性 (経皮) - 分類できないとした。
吸入	分類結果は急性毒性 (吸入: 蒸気) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため急性毒性 (吸入: 蒸気) - 分類できないとした。 粉じん、ミストによる健康への有害性は判断できないため急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト) - 分類できないとした。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	分類結果は皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため皮膚腐食性及び皮膚刺激性 - 分類できないとした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	分類結果は眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 - 分類できないとした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	データなしのため呼吸器感作性 - 分類できないとした。 分類結果は皮膚感作性 - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため皮膚感作性 - 分類できないとした。
生殖細胞変異原性	分類結果は生殖細胞変異原性 - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため生殖細胞変異原性 - 分類できないとした。
発がん性	分類結果は発がん性 - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため発がん性 - 分類できないとした。
生殖毒性	データなしのため生殖毒性 - 分類できないとした。

特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	分類結果は特定標的臓器毒性 (単回ばく露) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため特定標的臓器毒性 (単回ばく露) - 分類できないとした。
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	分類結果は特定標的臓器毒性 (反復ばく露) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため特定標的臓器毒性 (反復ばく露) - 分類できないとした。
吸引性呼吸器有害性	40度動粘性率が20.5mm <sup>2</sup> /sより大きいため吸引性呼吸器有害性 - 区分外とした。

## 1.2. 環境影響情報

水生環境有害性 (急性)	分類結果は水生環境有害性 (急性) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため水生環境有害性 (急性) - 分類できないとした。
水生環境有害性 (長時間)	分類結果は水生環境有害性 (長時間) - 区分外となるが、分類できない成分が約30%含まれるため水生環境有害性 (長時間) - 分類できないとした。
生態毒性	情報なし
オゾン層への有害性	データなしのためオゾン層への有害性 - 分類できないとした。
その他	製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対応すること。漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。

## 1.3. 廃棄上の注意

残余廃棄物	<p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>酸性 (2.0 &lt; pH &lt; 7.0) の場合は廃酸と廃プラスチック類の混合物に分類される (管理型産業廃棄物)。</p> <p>アルカリ性 (7.0 &lt; pH &lt; 12.5) の場合は廃アルカリと廃プラスチック類の混合物に分類される (管理型産業廃棄物)。</p> <p>乾燥したり異物が混入することによって泥状となるものは汚泥に分類される (管理型産業廃棄物)。</p> <p>油分 (溶剤類) を5%以上含む場合は汚泥と廃油の混合物に分類される (管理型産業廃棄物)。</p> <p>洗浄水等の排水は凝集沈殿、活性汚泥などの処理により処理してから排出する。</p> <p>排水処理の汚泥は汚泥に分類される (管理型産業廃棄物)。</p> <p>排水は水質汚濁防止法及び地方自治体の排水基準に従う。</p>
汚染容器及び包装	<p>空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。</p> <p>外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理 (単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物)。</p> <p>金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。</p> <p>ガラス容器：ガラスくずとして処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。</p> <p>プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理 (単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う)。</p>

**14. 輸送上の注意****国際規制**

海上規制情報	該当しない
UN No.	該当しない
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk	Not applicable
According to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code	
航空機性情報	該当しない
UN No.	該当しない

**国内規制**

陸上規制	消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質	非該当
航空規制情報	該当しない
国連番号	該当しない
特別安全対策	『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。

**15. 適用法令**

消防法	非危険物
海外為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項(2)

**16. その他の情報**

参考文献	J I S Z 7 2 5 3 - 2 0 1 2 GHSに基づく化学物質等の有害性物質の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS) J I S Z 7 2 5 2 - 2 0 0 9 GHSに基づく化学物質等の分類方法 経済産業省 事業者向けGHS分類ガイドランス (平成21年3月) 社団法人 日本化学工業協会 GHS対応ガイドライン (平成20年10月) 日本ケミカルデータベース(株) SDS作成システム「ロジスト」により作成。
その他	危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。 以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。 法改正や製品の改良により SDS を改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。 SDSの伝達の経路: 安全データシート (SDS) は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合の SDS の御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】